

平塚市教育委員会令和4年4月定例会会議録

開会の日時

令和4年4月20日(水) 14時00分

会議の場所

平塚市役所本館6階619会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令 委員 守屋 宣成
委員 菅野 和恵

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	石川 清人	教育総務課長	宮崎 博文
教育総務課課長代理	渋谷 悟朗	教育総務課課長代理	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	熊川 泰成

◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課課長代理	大井 麻紀子
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所所長代理	木村 裕和
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和4年4月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和4年3月定例会の会議録の承認をお願いする。

(訂正等の意見なし)

○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和4年3月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開審議の発議】

○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。本定例会に提出されている議案のうち、議案第2号は、個人に関する案件であることから、公正かつ円滑な審議を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び第8項」及び「平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書及び第2項」に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

全員異議がないので、この案件については、全ての案件の最後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和4年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

今年度の市内小中学校の児童生徒数、学級数及び職員数について報告するものである。詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

令和4年度の教職員配置状況について報告する。

始めに、児童生徒数の増減についてだが、小学校の児童生徒数は、普通学級在籍児童が11,451人と前年度比、225人の減。特別支援学級在籍児童が、492人と前年度比48人の増となり、合計で11,943人と、前年比177人の減となる。中学校の児童生徒数は、普通学級在籍生徒が6,054人と63人の減。特別支援学級在籍生徒が209人と前年度比7人の減となり、合計で6,263人と前年度比70人の減となっている。

続いて、学級数の増減についてだが、小学校普通学級が、381学級と前年と変わらず、特別支援学級が105学級と4学級の増で、合計486学級と前年度比4学級の増となった。中学校については、普通学級が176学級と前年度比3学級の増、特別支援学級については47学級で前年度比4学級の減、計223学級と前年度比1学級の減となっている。

児童生徒数が減っているにもかかわらず、クラス数が減っていないのは、小学校においては、3年生までの35人学級の実施によるものと、小中学校ともに、児童生徒数が減ってもクラス数が減少するまでに至らなかった事例が多くあったことによるものである。

実学級数とは、加配を使って小学校4年生以上を35人以下学級にしている学校もあるので、実際の学級数となる。

最後に、教職員数の増減だが、小学校については、770人と前年度比12人の増。中学校については460人と前年度比2人の減となっている。小学校の増員については、支援級の担任の増4人、新採用が増えたことに伴う拠点校指導員の加配の増加、国際学級の新設等によるものである。

合計すると、令和4年度県費負担教職員は1,230人、児童生徒数は18,206人でスタートしたところである。

【質疑】

なし

2 議案第1号 平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市結核対策委員会委員を委嘱するものである。

詳細は、学務課課長代理から説明する。

○学務課課長代理

平塚市結核対策委員会は、学校保健安全法施行規則第6条第8号に規定される健康診断の検査項目のうち、「結核の有無」において、健康診断における問診調査と学校医による診察の結果をもとに、結核感染が疑われる児童生徒の管理方針を検討するとともに、地域における学校の結核対策の管理方針を検討するために設置しているものである。

この委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は、平塚市結核対策委員会規則で定められている。

平塚市結核対策委員会規則第3条第1項に「委員会の委員は、医師並びに学校の校長及び養護教諭のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき、委員7人を令和3年5月1日から2年の任期で委嘱している。

委員の1人である学校長の山崎 真人氏の退職に伴い、後任として平出 善男氏を前任者の残任期間である令和5年4月30日まで今回委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第3号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育支援委員会委員を委嘱等するものである。
詳細は、子ども教育相談センター所長から説明する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会は、平塚市附属機関設置条例の定めるところによる附属機関として、障害のある児童生徒の就学に係る支援の在り方について、調査・審議するために設置されており、詳細は平塚市教育支援委員会規則で定められている。

今回、平塚市教育支援委員会規則第2条第1項に基づき、名簿のとおり、委員として委嘱する。

なお、同規則第2条第2項に「委員の任期は、1年とする。」とあることから、任期は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第4号 平塚市博物館協議会委員の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市博物館協議会委員を新たに任命するものである。
詳細は、博物館長から説明する。

○博物館長

平塚市博物館では、博物館法第20条及び平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例第15条の規定に基づき、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、平塚市博物館協議会を設置している。

平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例第17条及び同施行規則第20条に基づき、委員の定数は6人、任期は2年となっている。

令和4年4月30日に現在の委員の任期が満了となるため、博物館法第21条に基づき、新たに委員を任命するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第5号 平塚市美術館協議会委員の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市美術館協議会委員を新たに任命するものである。
詳細は、美術館長から説明する。

○美術館長

平塚市美術館協議会は、博物館法第20条第2項に基づき、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関であり、美術館活動の充実と発展を図ることを目的に設置している。

平塚市美術館協議会委員は、博物館法第21条で、教育委員会が任命することになっているが、今回、中学校校長会から推薦されていた委員が変更となったため、後任の委員を選任するものである。

なお、任期は、前任者の残任期間となるため、令和5年7月31日までとなる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第2号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

3 議案第2号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について

【結果】

教育長及び学務課課長代理の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 4 月定例会は閉会する。

(14 時 22 分閉会)